

離婚時の(厚生)年金の分割

職場・社員の方からの相談を想定し、できるだけ数値で説明 する内容に整理します

【課題・B】 <離婚時の年金分割 の概要>

1. ”年金分割” とは 何を分割するの ?

- ◆ 分割の対象は 厚生年金(報酬比例部分)で、定額部分や基礎年金(国民年金)は対象外です。
- ◆ 年金の受給権は財産権で譲渡・担保・差押え等は禁止されている(一身専属制)ので、年金分割は受給する年金ではなく、その前提となる”標準報酬額”(納付記録)を分割し改定します。

2. 年金分割 の方法は、次の二つがあります。

◆ 合意分割

- ・H19.4.1～の離婚 が対象 (H19.4.1前の婚姻期間にも遡及)
- ・当事者間で”按分割合”を合意(又は裁判)。 ・按分割合：最大 0.5

◆ 3号分割

- ・H20.4.1～の国年3号期間 が対象 (H20.5.1以降の離婚が対象)
- ・国年3号被保険者 が請求(同意不要)。 ・按分割合：0.5(1/2)に法定

3. 分割の効果 は ?

分割後の納付記録は、(原則) 年金額算出の基礎となるが資格期間にはなりません。

4. 手続き、請求法 は ?

- ◆ 「年金分割のための情報通知書」の請求を行います。
 - ・按分割合、他を記載。年金手帳、戸籍謄本 等を添付
 - ・50才以上で受給資格期間を満たすと、年金見込額の請求も可能
- ◆ 「標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割請求書)」を提出します。

5. 合意分割と3号分割 の比較

	合 意 分 割	3 号 分 割
制 度 開 始	平成 19 年 4 月 1 日 (以降の離婚)	平成 20 年 4 月 1 日
分 割 の 対 象	婚 姻 期 間 (H19.4.1前も対象)	H20.4.1～の3号期間 (H20.5.1～ 離婚)
当 事 者 の 呼 称	◆ 第 1号改定者：分割で減少する者 ◆ 第 2号改定者：分割で増加する者	◆ 特定被保険者：分割で減少する者 ◆ 被扶養配偶者：分割で増加する者
分 割 の 方 法	婚姻期間の標報総額の多い方(第1号)から少ない方(第2号)に分割・移す	対象期間の厚年被保険者(国年2号)から 第3号(被扶養配偶者)に分割・移す
み な し 期 間	「離婚時みなし被保険者期間」 ：分割で得た(増えた)被保険者期間	「被扶養配偶者みなし被保険者期間」 ：分割で得た(増えた)被保険者期間
分 割 の 割 合 (按 分 割 合)	(第1号+第2号)標報総額の 1/2まで (当事者の任意)	特定被保険者 の 標報総額の 1/2 (1/2 に法定)
手 続 方 法	当事者の一方(双方)による請求	被扶養配偶者・3号 からの請求
手 続 期 間	離 婚 後 (原則) 2 年 内	

【課題・B-2】

〈社員のみなさん への 対応〉

相談される多くの方は、”年金がいくら増えるか(減るか)” が最大の関心事です。
社員自身又は ご家族 への対応用として、簡略なモデルで 数値・金額 を考えます。

〈「年金分割のための情報通知書」持参の場合〉

1. 「年金分割のための情報通知書」の記載項目の概要は 下図
2. 目的から、特に注目すべき項目は、”対象期間標準報酬総額” です。
この事例では、平成8年(○月○日)から27年(△月△日)の婚姻期間 約20年間の標報総額は、第1号改定者 100,000,000円(1億円)、第2号改定者 30,000,000円(3千万円)
3. 上記2. から、按分割合の下限 ~ 上限は、
 $30,000,000 / (30,000,000 + 100,000,000) \approx 0.23076923 \dots$ 故に範囲は 23.07692% ~ 50%

年金分割のための情報通知書 (厚生年金保険制度)			
(住 所)		平成 年 月 日	
(氏 名) 様		社会保険庁長官 印	
氏 名	(第1号改定者)	○○ ○○	
	(第2号改定者)	△△ △△	
生 年 月 日	(第1号改定者)	昭○年○月○日	(第2号改定者) 昭△年△月△日
基礎年金番号	(第1号改定者)	1234-567890	(第2号改定者) 5678-901234
情報提供請求日	平成 27 年 月 日		
婚姻期間等	平成 8年 月 日 ~ 平成27年 月 日 (①. 情報提供請求日 2. 離婚成立日 3. 離婚取消日 4. 事実婚解消日)		
対 象 期 間 標準報酬総額	(第1号改定者)	(第2号改定者)	
	100,000,000 円	30,000,000 円	
按分割合の範囲	23.077% を超え、50%以下		
対 象 期 間	平成 7年 月 日 ~ 平成26年 月 日		

4. 第1号改定者から第2号改定者に分割される標準報酬額は、
30% の場合 : $(100,000+30,000) \times 0.3 - 30,000 = 39,000 - 30,000 = \underline{9,000}$ (k¥)
50% の場合 : $(100,000+30,000) \times 0.5 - 30,000 = 65,000 - 30,000 = \underline{35,000}$ (k¥)
(又は、 $(100,000 - 30,000) / 2 = 70,000 / 2 = 35,000$)
5. 受給する年金の増額・減額 は、
厚生年金・報酬比例年金の算出式の基本は、
平均標準報酬額 × (乗率) × 月数 ⇒ 標準報酬総額 × (乗率) なるので、年金増減額は、
30% の場合 : $9,000 \text{ (k¥)} \times (5.481/1000) = \underline{49,329}$ (円/年)
50% の場合 : $35,000 \text{ (k¥)} \times (5.481/1000) = \underline{191,835}$ (円/年)
6. 第2号改定者に、厚生年金被保険者期間 が無い場合は、按分割合下限 0% ~ 50% です。

〈「年金分割のための情報通知書」が無い場合〉

1. 夫婦ともに「年金受給者」の場合

- ◆ 夫婦とも 67歳で老齢の年金を受給中。H20.4月以降に 3号期間はない、とします。
 - ・夫の年金 : 老齢厚生 8万円/月・内 婚姻期間分 6万円、老齢基礎 6.4万円、計 14.4 (万円/月)
 - ・妻の年金 : 老齢厚生 2万円/月・内 婚姻期間分 1万円、老齢基礎 6.3万円、計 9.3 (万円/月)世帯の合計 : 23.7 万円/月
- ◆ 年金分割で、夫から妻に移る年金額 は、
 - ・按分割合の下限 ~ 上限 : $1/(6+1) = 1/7 \approx 14.28571\% \sim 50\%$
 - ・夫 \Rightarrow 妻 年金額 (最大・50%) : $(6+1=7)/2 - 1 = \underline{2.5 (万円/月)}$二人の合計 : 23.7 万円/月

2. 夫婦ともに 現役 の場合

- ◆ 夫婦とも 50歳で、婚姻期間 25年。内、厚年期間 20年間の夫の報酬月額総額 1.2億円、妻 (婚姻期間) の厚年 12年、標報総額 4,000万、H20.4月以降 3号期間はない、とします。
 - ◆ 年金分割で、夫から妻に移る年金額は、
 - ・按分割合の下限 ~ 上限 : $4,000/(12,000+4,000) = 4/16 = 25\% \sim 50\%$
 - ・夫 \Rightarrow 妻 標報額 (最大・50%) : $16,000/2 - 4,000 = 4,000$ (万円)
 - ・夫 \Rightarrow 妻 年金額 (最大・50%) : $4,000 \times 5.481/1000 = 219,240$ (円/年) $\approx \underline{1.8 (万円/月)}$
 - ◆ この事例で 妻に厚年加入期間がない、場合は、
 - ・夫 \Rightarrow 妻 年金額 (最大・50%) : $6,000 \times 5.481/1000 = 328,860$ (円/年) $\approx \underline{2.7 (万円/月)}$
- ★ 夫婦の生年が同一でないと、減額の年金額と増額の年金額が合致しません

【課題・B-3】 <年金分割の留意点・例外〉

離婚による年金分割では、いくつかの留意点を認識しておく必要があります。

- ①. 分割は、厚生年金・報酬比例の額のみに影響し、国年・基礎年金には影響しない
- ②. 分割で受けた被保険者期間は、受給資格期間・特老厚・定額部分、加給年金の要件期間、長期加入特例の期間、脱退一時金の要件期間にはなりません。
故に、老齢年金の受給に必要な期間は、分割を受けた期間を除いて満たす必要があります。
- ③. 合意分割の対象期間は 法定婚(又は3号期間) で 事実婚 は対象外、3号分割は 国年3号期間
- ④. 二人の生年が同じでないと、1号の減額と2号の増額に差が出ます。
- ⑤. 障害厚生受給権者からの分割は、その金額計算が 300月みなしの場合にはできません。
- ⑥. 厚年期間のない者が、離婚時みなし被保険者期間を受け死亡すると、遺族厚年を受給できます。
- ⑦. 在職老齢年金の調整計算時の賞与額は、改定前の額で行ないます。
- ⑧. 離婚分割を行うと、相手死亡による遺族年金、未支給年金等は 無くなります。